

## 十島村光インターネットサービス利用料金助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、光インターネットサービス（以下「サービス」という。）を利用する住民等に対し、月額利用料金の一部を助成することにより、定住促進及び情報化の推進を図る事を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 十島村に住所を定め現に居住している者
- (2) 定住者 本要綱の施行日以降に、村の定住対策事業で他の市区町村から十島村に住所を移した者

(対象となる光インターネットサービス事業者)

第3条 次の各号の条件を満たし、村と光インターネットサービス利用協定を締結した光インターネットサービス事業者(以下「事業者」という。)とする。

- (1) サービス助成対象者のサービス月額利用料のうち、サービス助成分を毎月村長に請求できる事業者
- (2) 光インターネットサービス協定書(様式第1号)により、村長と協定を締結した事業者(以下「協定事業者」という。)

(対象者及び助成額)

第4条 対象者及び助成額は次に定めるところによる。

料金の区分	対象者	助成額
協定事業者が提供する光インターネットサービスの月額利用料金	住民及び十島村内に住宅等があり、村長が認める者、又は本村の住民が主体となって運営している法人組合等	月額1,000円又は、1ヵ月あたりの光インターネットサービス利用料（消費税及び地方消費税を含む。）のいずれか低い金額
	定住者	転入の翌月から36月目までの期間 月額5,000

		円又は、1ヵ月あたりの 光インターネットサー ビス利用料（消費税及 び地方消費税を含 む。）のいずれか低い 金額
		転入の翌月から起算し て37月目から当分の期 間 月額1,000円又は、 1ヵ月あたりの光インタ ーネットサービス利用 料（消費税及び地方消費 税を含む。）のいずれか 低い金額

（助成できない対象者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、本要綱に定めるサービス費用の助成（以下「サービス助成」という。）を受けることはできない。

- (1) 村の税、貸付金、使用料などに滞納がある者
- (2) 前号までに掲げるもののほか、利用をさせることが適当でないと村長が認める者

（利用手続き）

第6条 サービス助成を受けようとする者（以下「助成希望者」という。）は、サービス助成申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は前項に定める申請を受けたときは、サービス助成の可否等を審査し、可否決定通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）を助成希望者及び光インターネットサービス事業者に通知するものとする。

（村助成金の請求及び支払い）

第7条 協定事業者は、翌月の10日までに一月単位で前月のサービス助成費用に係る報告書（様式第4号）及び請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項までに規定する書類の提出があったときは、書類の内容を審

査し、適当と認めるときは、請求のあった日から40日以内に支払わなければならない。

(助成金の返納及び助成の停止)

第8条 村長は、次の各号に該当すると認められるときは、助成を停止し、助成した期間の全部又は一部をサービス助成対象者の負担とすることができる。

- (1) 虚偽の申し出、又は報告をしたことが認められるとき。
- (2) 村の税、貸付金、使用料などに滞納がある者
- (3) 前号までに掲げるもののほか、当該利用者に利用させることが適当ではないと認められるとき。

2 前項に定める不正と認められる利用において、既に村の助成金が支払われているときは、利用者から徴するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月5日から施行する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は、令和6年8月31日に廃止する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

光インターネットサービス利用補助協定書

十島村（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、光インターネットサービス（光回線利用料を含む）の利用補助について次のとおり協定を締結する。

第 1 条 乙が提供する光インターネットサービスに対して、甲が認めた期間まで、甲が認めた十島村民(以下「村民」という。)は利用料金を補助するものとする。

第 2 条 甲が認めた村民を乙に対して文書にて通達し、乙は毎月 20 日までの受領分を翌月の光インターネット利用料より補助額を適用するものとする。  
なお、甲が乙に対して通達する文書には、補助対象者区分（住民又は定住者）を記載するものとします。

第 3 条 甲が定めた光インターネットサービス利用に関する補助金額は、次のとおりとする。

対象者	補助額	備考
住民	1,000 円	
定住者	5,000 円	左記 補助金額は、転入の翌月から 36 ヶ月間とし、37 ヶ月目より住民と同じ補助額とする。

2 補助金の対象は、光インターネットサービスに関する料金とし、光でんわに関する利用料金は対象外とする。

第 4 条 乙は補助対象者を以下にあてはまる場合、解除できるものとし、解除した対象者は甲に報告するものとする。

- ・甲より解除する旨の通知を受理した場合
- ・住民または定住者が乙に対して、解約または村外への転居申請を提出し、乙が受理した場合
- ・インターネットサービス利用料に滞納が発生し、乙が契約を廃止した場合

第 5 条 乙は、利用補助金を請求するときは、原則として当月分を翌月の 10 日までに請求書と対象者、補助金額を添えて、請求するものとする。 甲は、乙から提出された請求書等の内容を確認のうえ、請求を受け付けた日から 40 日以内に、乙の指定する口座に振込むものとする。

2 甲は、前項の請求に関し、必要に応じ乙と協議のうえ書類の提出を求め、又は検査をすることができるものとする。

第 6 条 甲は、乙が偽りその他不正な手段により利用差額金の支払いを受けた

ときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

第7条 乙は、補助金額等の協定内容を変更しようとするときは、事前に甲に協議しなければならない。

第8条 村民等が乙の光インターネットサービス利用に対し、その他村民等の責に帰すべき理由により乙に損害を与えた場合、乙は当該村民等に対してその損害を請求するものとし、甲は賠償の責を負わないものとする。

第9条 村民等が、光インターネットサービス利用するにあたり、この協定に定めなき事項については、乙の定める利用約款によるものとする。

2 前項に定めるほか、この協定に定めなき事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

第10条 この協定について、期間満了の日の2ヶ月前までに、甲・乙いずれからも異議がないときは、期間満了の翌日から更に1年延長し、その後も同様とする。

第9条 甲は、乙がこの協定書の規程に違反したときは、この協定を無効とすることができる。乙もまた同様とする。

以上の協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自1通を保持する。

年 月 日

甲 鹿児島市泉町14番15号  
十島村  
十島村長

乙 住所  
会社名  
代表者名

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

(申請先)  
十島村長

申請者 住所  
氏名  
連絡先  
(法人組合等の場合、担当者： )

光インターネットサービス利用料金助成申請書

下記のとおり光インターネットサービス利用料金助成を受けたいので十島村光インターネットサービス利用料金助成事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、光インターネット利用料金助成可否決定通知書（別記様式第3号（第6条関係））は、契約先にも併せて通知する事を承諾します。

記

1 契約者		
2 契約先名 (事業者名)		
3 対象 ※該当する分類にチェックしてください。	分類	
	<input type="checkbox"/>	住民
	<input type="checkbox"/>	十島村に住宅等がある者
	<input type="checkbox"/>	本村の住民が主体となっている法人組合等
<input type="checkbox"/>	定住者（令和3年11月5日以降に村の定住対策事業で他の市区町村から十島村に住所を移した者） 転入日： 年 月 日	助成期間及び月額助成額 月額1,000円又は、1ヵ月あたりの光インターネットサービス利用料（消費税及び地方消費税を含む。）のいずれか低い金額 転入の翌月から36月目までの期間 月額5,000円又は、1ヵ月あたりの光インターネットサービス利用料（消費税及び地方消費税を含む。）のいずれか低い金額 転入の翌月から起算して37月目から当分の期間 月額1,000円又は、1ヵ月あたりの光インターネットサービス利用料（消費税及び地方消費税を含む。）のいずれか低い金額

※村税、貸付金、使用料などに滞納がある場合は助成ができません。

※村外に転出した月で助成は解除されます。

別記様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様  
(契約先： )

十島村長

光インターネットサービス利用料金助成可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった十島村光インターネットサービス利用料金助成については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成の可否 可 ・ 否

2 助成の場合 月額助成額 円以下

3 契約先

4 助成が否の場合の理由

--

5 その他

次に該当すると認められるときは、助成を停止し、助成した期間の全部又は一部をサービス助成対象者の負担とします。 (1) 虚偽の申し出、又は報告をしたことが認められるとき (2) 村の税、貸付金、使用料などに滞納がある者 (3) 前号までに掲げるもののほか、当該利用者に利用させることが適当ではないと認められるとき ※村外に転出した月で助成は解除されます。
--

担当課： 担当者：
--------------

別記様式第4号（第7条関係）

報告書

年 月 月次レポート

報告内容	年 月 末締め分実績
報告先（甲）	
報告者（乙）	
	（担当者名）
報告日	

年 月 日に甲乙間で締結した「光インターネットサービス利用補助協定書」に基づき、以下の通りご報告します。

1. ご利用者の契約状況

		実績	備考
年 月 末 有効契約数		件	
（課金対象）	継続利用	件	前月以前に加入し、当月も正常に利用、さらに翌月も継続となる状態の契約件数です。
（課金対象）	当月加入	件	当月、新たに加入した件数です。
（課金対象）	停止中	件	サービス利用中ですが、お客様事情で規約上の問題がある状態です。
（課金対象）	先月解約	件	先月をもって解約となった件数です。当月より有効契約数には含みません。
年 月 期 契約数増減		件	上表の「当月加入」から「先月解約」件数を差し引いた件数となります。
当月課金対象件数		件	上表の「（課金対象）」項目の合算になります。
（内訳）	住民	件	上表の「（課金対象）」項目の対象種別が住民の件数
	定住者	件	上表の「（課金対象）」項目の対象種別が定住者の件数

※ご利用者ごとの契約状況は、「（別紙）ご利用者一覧（任意様式）」を参照。

別記様式第5号(第7条関係)

年 月 日

(請求先)  
十島村長

〒  
住所  
会社名  
代表者名  
連絡先  
担当者

## 請求書

十島村光インターネットサービス利用料金助成事業実施要綱第7条の規定により、下記の通り請求します。

件 名 十島村光インターネットサービス利用料金助成事業 ( 年 月分)

請求金額 一金 円也

内 訳	単 価	数 量	金 額
助成対象者(住民) ※別途「月次レポート」記載の「住民」が対象となります。	1,000	人	
助成対象者(定住者) ※別途「月次レポート」記載の「定住者」が対象となります。	5,000	人	
合計請求金額			

### お支払方法について

下記口座までのお振り込みをお願い申し上げます。

銀行 支店 (普通 当座) 口座番号

口座名義